

那須塩原市農業委員会

第3回総会議事録

令和5年9月25日(月)

三島公民館会議室 I II

- 1 開催日時：令和5年9月25日（月）午後1時30分～午後2時27分
- 2 場 所：三島公民館会議室ⅠⅡ
- 3 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	13	神藤 芳定
〃	3	菊地 喜芳	〃	15	辻野 岩男
〃	4	槌江 栄作	〃	16	菊地 瞳
〃	5	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通

4 欠席委員：なし

5 議事録署名人の指名：議席番号 5番 君島 良一委員、6番 高瀬 和夫委員

6 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて(法第3条関係)
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 非農地判断願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 9) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7 事務局職員

事務局長	五十嵐 岳夫	主事	湯田 雅美
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり		
農地係長	上野 純宏		

8 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第3回総会を開会いたします。
 今回の欠席委員は、おりません。
 在任委員20名、出席委員20名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。
 次に「議事録署名人の指名」を行います。
 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
 総会規則に基づき議長が指名することで、ご異議はございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、議席番号5番 君島 良一委員と、6番 高瀬 和夫委員を指名いたします。
 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第3条関係）」を議題といたします。
 番号1番について、神藤 芳定委員の報告を求めます。

神藤 芳定委員 議案第1号、番号1番について報告します。
 公売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できる者である証明が必要となることからの願い出です。
 申請内容は、議案書記載のとおりです。
 申請地は、那須塩原市立南小学校より西へ500メートルに位置しています。
 調査は、9月9日、午前9時30分頃に、申請地で願い出人から行いました。
 願い出人が申請に至った経緯は、家庭菜園をしたく、公売物件に適切な土地があった為今回の申請に至りました。併せて入札に使っている宅地に変更する予定です。
 申請地の耕作予定は、大豆300平方メートル、そば300平方メートル、野菜各種200平方メートル、梅、あんず、クルミ150平方メートル、かき、栗、ブルーベリー279平方メートル、トラクターを中古購入する予定です。
 地元調査員としては、願い出人が申請地を耕作することに問題はないと判断しました。
 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
 番号1番の願い出は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、神藤 芳定委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。
 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
 番号1番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員 議案第2号、番号1番について報告します。
 農地の贈与による所有権移転の申請です。
 申請内容は、議案書記載のとおりです。
 調査は、9月14日、午前10時頃、申請地で代理人から行いました。
 申請地は、板室自治公民館より南へ約1.3キロメートルに位置しております。
 譲受人が申請に至った理由は、譲渡人が高齢であり、遠距離である等の問題があり、また資産の整理をする為、譲受人に贈与したいとのことでした。
 経営状況は、自作地279アールに水稻276アールと畑3アールを耕作しており、トラクター1台、耕運機2台、田植え機1台を所有しています。
 申請地の耕作予定は、28.4アールの農地に水稻を作付けする予定です。
 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
 番号1番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、斎藤栄委員の報告を求めます。

斎藤 栄委員

議案第2号、番号2番について報告します。

農地の売買による所有権移転の申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、9月18日、午前10時30分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、塩原堆肥センターより南へ約300メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、譲受人には子がなく相続対策として自身が代表取締役をやっている会社に譲渡するものです。

経営状況は、3年程前から周辺農地20ヘクタールに榊を栽培しています。地上には太陽光発電設備。

申請地の耕作予定は、今後も榊を栽培する予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長

事務局から補足説明をお願いします。

上野農地係長

それでは議案書4ページをご覧ください。

初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

譲受人は、平成24年6月に設立された株式会社です。

定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。

次に事業内容要件ですが、当該法人は、直近の売上高の全てが農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。

続いて社員要件の欄ですが、株主名簿により、法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有しており、議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄ですが、役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、そのうち1人以上が直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。

以上のことから、議案第2号番号2番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしました。

議長

報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

石崎 清委員

法人要件は、今係長の説明でわかったのですが、農業に関しての売上高がここに記載されていますが、法人の場合は売上高云々という取り決めはないのですか？

上野農地係長

先程も申し上げましたとおり、4ページの事業目的の欄の一番下に直近の売上高というのがあります。売上高につきましては、農業法人の売上高のうち過半、いわゆる二分の一を超える農業売上高がないと、適格法人として認められないので、この法人の場合には、すべてが農業売上となっておりますので、認められるということになっております。

石崎 清委員

金額は関係ないということですね？

上野農地係長

はい、金額は関係ございません。

議長

他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

石崎 清委員

番号1番から4番までについて、石崎 清委員の報告を求めます。
議案第3号、番号1番から4番について、当初の計画地の全面積を3名の承継人により事業に供するための変更であることから、一括して報告します。
本件は平成8年8月30日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、承継人により計画を変更して事業を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、三島公民館より北へ100メートルに位置しています。

現地調査は、9月20日、午前9時15分頃に行いました。
当初計画人は、市内にある食品工場の社員用アパートの建築を計画していたが、社会情勢の変化に伴い事業の必要性がなくなったため、計画を遂行することが出来ませんでした。今回、3名の承継人より一般住宅、資材置場、車両駐車場及び進入路として利用したいとの申出があり本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

ここでお諮りいたします。

番号1番から4番までについては関連がありますので、一括で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番から4番までについては、一括で審議することといたします。

番号1番から4番までについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番から4番については変更を承認することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

菊地 寿行委員

番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

議案第4号、番号1番について報告します。

売買により建売分譲地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 那須塩原駅より北西へ約720メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は JR 那須塩原駅に近く大型商業施設が近隣にあり、交通の利便性が良く、小中学校も近く、通勤通学に便利であり、住宅分譲地に適している為今回の申請に至りました。

現地は、譲渡人の父親が亡くなり、申請地は雑木が生えて伐採したままになっているので、片づけますとする始末書が添付されています。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に建売住宅を7棟建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月21日、午前10時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

齋藤 栄委員

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
番号2番について、齋藤 栄委員の報告を求めます。
議案第4号、番号2番について報告します。
賃借により洗車場として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、国道400号西三島交差点より北へ100メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、譲受人は、大田原市でコイン洗車場を経営しておりますが、今回規模拡大をするため、事業最適地である今回の申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地にコイン洗車場を設置する内容となっております。
洗車用の水は地下水を利用し、飲料水及び下水道は市の施設を利用します。
雨水排水は浸透槽にて処理します。
周辺に農地がないため、周辺農地への影響はありません
現地調査は、9月20日、午前10時30分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、齋藤 栄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

菊地 瞳委員

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
番号3番及び4番について、菊地 瞳委員の報告を求めます。
議案第4号、番号3番について報告します。
売買により宅地分譲地として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、JR那須塩原駅より南西へ約600メートルに位置しています。
申請に至った経緯ですが、申請地は、JR那須塩原駅に近く、また国道4号線や、小学校、大型ショッピング店等があり、住宅地として最適であり申請に至ったとのこと
です。
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に宅地分譲地を2区画造成する内容となっております。
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
周囲に化粧ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、9月21日、午前10時頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

菊地 瞳委員

議案第4号、番号4番について報告します。
売買により一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、JR那須塩原駅より北西へ約700メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、現在市内でアパート暮らしをしていますが、昨年母が亡くなり、今後父と同居することを既に決めており、将来子供ができた場合に備え住宅を建てることとし、希望条件をすべて満たした最適地として考え申請に至ったとのこと
です。
申請地の立地状況は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地
基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっております。
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
周辺にコンクリート壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月21日、午前10時15分頃に行いました。
 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
 報告が終わりました。
 まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、菊地 瞳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
 次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、菊地 瞳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
 番号5番について、岡本 利江委員の報告を求めます。
 議案第4号、番号5番について報告します。
 売買により宅地分譲地として転用するための申請です。
 申請内容は、議案書記載のとおりです。
 申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より南西へ約700メートルに位置しています。
 申請に至った経緯は、申請人は、栃木県内各地において、宅地分譲販売を行う不動産業者です。申請地の近隣は、JR西那須野駅や西那須野中学校などがあり、また国道4号、400号へのアクセスも容易であることから、住宅需要の高い地域です。将来性のあるこの地域で宅地分譲販売を行うための申請です。
 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。
 本件は、隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める面積の割合が総事業面積の3分の1を超えないため、立地基準上問題ありません。
 事業計画は、申請地に宅地分譲地を12区画造成する内容となっています。
 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は地下浸透槽にて処理します。
 周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
 現地調査は、9月20日、午前11時頃に行いました。
 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
 報告が終わりました。
 番号5番について、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、岡本 利江委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。
 番号6番について、石崎 清委員の報告を求めます。
 議案第4号、番号6番について報告します。
 売買により一般住宅を建築するための申請です。
 申請内容は、議案書記載のとおりです。
 申請地は、三島公民館より北へ100メートルに位置しています。
 申請に至った経緯は、結婚して妻と実家で両親と同居していますが、実家が手狭になり、不便を感じております。今回隣に分家として自己住宅を建築し居住するために今回の申請に至りました。
 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
 周囲に境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
 現地調査は、9月20日、午前9時15分頃に行いました。
 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

秋元 誠委員 番号6番について、質疑、ご意見はございますか。
 先程の計画変更を確認しようと思うのですが、当初計画人の住所が、5ページ、6ページ記載と、9ページ、10ページ記載とで相違しているのですが、どちらが正しいのですか？

上野農地係長 今程の秋元委員のご質問ですが、5ページ、6ページをご覧ください。
 議案第3号で事業計画の変更申請についてということで議案を出させていただいております。当初計画人の住所につきましては、平成8年に5条の転用許可が出た時の住所とかたちで記載させていただいております。それで今程の9ページ、10ページにつきましては、現在の申請時点での住所になっております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

木下 久雄委員 番号7番について、木下 久雄委員の報告を求めます。
 議案第4号、番号7番について報告します。
 売買により一般住宅を建築するための申請です。
 申請内容は、議案書記載のとおりです。
 申請地は、三島公民館より北へ約100メートルに位置しています。
 申請に至った経緯は、申請人は、結婚後妻と実家で両親と同居していますが、実家は広くなく不便を感じております。両親との同居で自由さがなかったことから、実家隣接地に自己住宅を建築する為の申請です。
 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。
 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
 周囲に境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
 現地調査は、9月20日、午前9時15分頃に行いました。
 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

斎藤 栄委員 番号7番について、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

斎藤 栄委員 番号8番について、斎藤 栄委員の報告を求めます。
 議案第4号、番号8番について報告します。
 売買により資材置場及び駐車場を造成するための申請です。
 申請内容は、議案書記載のとおりです。
 申請地は、三島公民館より北へ約100メートルに位置しています。
 申請に至った経緯は、譲受人は建設業を営んでおり、現在の資材置場や駐車場が狭く不便なことから、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に、建設業の資材置場及び建設車両の駐車場を造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に境界ブロック及びアスファルト土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月20日、午前9時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、斎藤 栄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

番号9番について、岡本 利江委員の報告を求めます。

岡本 利江委員 議案第4号、番号9番について報告します。

売買により宅地への進入路を造成するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、三島公民館より北へ約100メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人3名は、両親の住宅に同居しておりますが、別居することから、土地を利用するにあたり道路に面接しない土地があり、3名連名による共有所有の入り路として今回の本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地への進入路を造成する内容となっています。

雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月20日、午前9時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、岡本 利江委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

次に議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番及び2番について、神藤 芳定委員の報告を求めます。

神藤 芳定委員 議案第5号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、熊久保自治公民館より南東へ約900メートルに位置しています。

現地調査は、9月21日、午前9時20分頃に行いました。

願い出地の現況は道路となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。

提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地

法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

神藤 芳定委員 議案第5号、番号2番について報告します。
非農地証明の願い出です。
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。
願い出地は、熊久保自治公民館より南東へ約900メートルに位置しています。
現地調査は、9月21日、午前9時20分頃に行いました。
願い出地の現況は道路となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。
提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、神藤 芳定委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。
次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、神藤 芳定委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。
次に、議案第6号「非農地判断願いについて」を議題といたします。
番号1番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員 議案第6号、番号1番について報告します。
非農地判断の願い出です。
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。
願い出地は、宇都野集落センターより西へ約1.5キロメートルに位置しています。
現地調査は、9月20日、午前9時50分頃に行いました。
願い出地は山林となっております。
現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化していることから、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、木下 久雄委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。
番号2番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員 議案第6号、番号2番について報告します。
非農地判断の願い出です。
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。
願い出地は、鍋掛十字路より西へ350メートルに位置しています。
現地調査は、9月21日、午前9時40分頃に行いました。

願い出地の現況は山林となっております。

現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化していることから、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

石崎 清委員 番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

上野農地係長 いつも思うのですが、非農地証明願いと非農地判断願いについて、農振農用地に入っている場合の確認について、どのように行っているのかをご説明願います。

上野農地係長 非農地証明願い、非農地判断願いに関して農地が青地だった場合には、というお話だったと思いますが、農地の判定については農務畜産課が判定することになります。農務畜産課の担当と農業員委員会の担当とで協議をしまして、農務畜産課が告示に合わせて受付をして、公告に合わせて青地から外していくような手続きを取って、その後農業委員会に非農地証明願いが上がってくるというような手続きを取らせていただいているところでございます。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については非農地とすることに決しました。

次に議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上野農地係長 議案第7号について説明します。

農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書13ページから15ページまでが「利用権設定関係」の案件で5件、合計面積は50,724平方メートルとなります。この内14ページ15ページの4件、43,001平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて16ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は16,639平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

追加の議案書17ページをご覧ください。

上野農地係長 県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が5件で他法令と同日許可としております。以上です。

議長 報告が終わりました。

このことについてご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

戸山局長補佐

事務局の説明を求めます。

報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御説明いたします。

追加議案書18ページを御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、8月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

8月は、相続を原因とした権利移動の届出を4件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

報告は以上です。

議長

説明が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただき

ありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

5 番

議席番号

6 番
